

秩父市告示第181号

秩父市バナー広告掲載取扱要綱を次のように定める。

平成21年8月13日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

秩父市バナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市がインターネット上で公開するホームページ(以下「市ホームページ」という。)のバナー広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「バナー広告」とは、市ホームページ上において、広告内容を表す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから希望するサイトへのリンクを張ることができるものをいう。

(広告の掲載範囲)

第3条 市ホームページに掲載するバナー広告(以下「広告」という。)のサイトは、市民生活に関連し、市民の福祉や利便性などに配慮したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

2 前項の規定は、当該広告のサイトがリンクするサイトの内容について適用する。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格	掲載料
縦60ピクセル 横190ピクセル 8KB以内 GIF又はJPEG形式	1広告枠当たり 1月 につき15,000円

(掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置、枠数及び表示方法は、市長が別に定める。

(申請者の資格)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申請者」という。)は、申請日現在において市税等を完納していなければならない。ただし、市に納税義務のない者は、この限りでない。

(広告の募集)

第7条 申請者の募集は、市ホームページ、市報ちちぶ等に掲載して公募するものとする。

(掲載の申込み等)

第8条 申請者は、広告掲載申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に掲載しようとする広告デザインを添えて、掲載希望月の前月1日又は指定期限までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、掲出の可否を決定し、その結果を広告掲載(非掲載)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、広告デザイン又は色彩が、市ホームページのデザインと調和が図れない場合、利用やすさを欠いている場合その他やむをえない場合は、既に決定された広告掲載の内容を変更することができる。

(掲載の優先順位)

第9条 広告掲載の優先順位は、前条第2項の規定により掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)の中で申請順とする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、市長の指定する期日(以下「指定期日」という。)までに、市が指定する方法により掲載料を納入しなければならない。

2 前項の規定により納入された掲載料は、還付しない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載開始日の5日前までに電子メール又は電子媒体により提出するものとする。

(広告の掲載期間)

第12条 広告の掲載期間は、原則として1月を単位とし、最長で1年とする。ただし、次の事項に該当する場合で広告主が希望したときは、掲載期間を延長することができる。

- (1) 広告の募集時に申請者がいない場合
- (2) 掲載期間中、市の都合により市ホームページの公開を停止した場合
- 2 掲載始期は、月の初日の午前8時30分とする。ただし、月の初日が秩父市の休日を定める条例（平成17年秩父市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（次項において「市の休日」という。）に当たるときは、その前日の午後5時15分とする。
- 3 掲載終期は、月の末日の午後5時15分とする。ただし、月の末日が市の休日に当たるときは、その翌日の午前8時30分とする。

（広告内容の責任）

第13条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

（掲載の取消し）

第14条 市長は、広告主が指定期日までに掲載料を納入しなかったとき若しくは広告原稿の提出がなかったとき又はこの告示に反する行為があると認めたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

（委任）

第15条 この告示に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年11月12日告示第242号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年3月17日告示第32号)

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、この告示の施行の日以後に掲載するバナー広告に係る掲載料について適用する。

様式第1号(第8条関係)

広告掲載申請書

年 月 日

秩父市長 様

申請者

住 所

会社名等

代表者名

電話番号

FAX番号

メールアドレス

担当者名

秩父市バナー広告掲載取扱要綱第8条第1項の規定により、広告デザインを添えて、下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、市が市税等の納付状況について調査を行うことに同意します。

記

1 広告の内容

2 リンク先のURL

3 掲載希望期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (月)

様式第2号(第8条関係)

広告掲載(非掲載)決定通知書

年 月 日

様

秩父市長

年 月 日付けで申請のあった広告の掲載について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 次の条件を付して、市ホームページに掲載します。
 - (1) 掲載期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (月)
 - (2) 掲載料 円 (円 × 月)
 - (3) 広告掲載料は、納入通知書を発した日から14日以内に指定金融機関に納入してください。
 - (4) 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、掲載開始日の5日前までに電子メール又は電子媒体により提出してください。
 - (5) 掲載が決定したときは、原則として広告主は掲載を取り下げることができません。
 - (6) 市長は、次のいずれかに該当するとき、この決定を取り消すことができます。
 - ア 広告主が指定期日までに掲載料を納入しなかったとき。
 - イ 広告主が指定期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
 - ウ その他この告示に反する行為があると認めたとき。

2 掲載しません。

理由：